

第 72 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3,820円」を「3,910円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「6,050円」を「6,090円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「140円以上3,790円以下」を「150円以上6,040円以下」に改め、同表金属試験・金属加工設備の項中「190円以上4,280円以下」を「200円以上5,460円以下」に改め、同表電気試験・電気加工設備の項中「170円以上1,860円以下」を「200円以上1,900円以下」に改め、同表有機薄膜試験・有機薄膜加工設備の項中「180円以上6,020円以下」を「320円以上6,060円以下」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備の導入及び設備使用料の算定に係る経費の単価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。